

A・スミス J・S・ミルにおける

国家経費に関する理論の展開 II

——古典学派における財政思想 (六)——

箕 浦 格 良

三

A・スミスに従えば自然的自由の制度のもとにおける君主の義務は国防、治安維持、公共土木事業及び公共施設の創設維持に限定せられる。換言すれば自由主義国家の職能即ちその国家作用はこの三種類に限定せられるのであるが、之等の職能遂行に伴うところの経費は社会の進歩、発展に伴いその趣を異にする。然しながら之等の経費についてはこれに適応すべき国家収入が必要であるが、A・スミスは国家収入を国有財産収入と租税収入とするのである。即ち社会の一般的若しくは公共的収入の源泉についてはすべての収入は元首に属する財産か、人民の収入から生ずるとなし、「国防費、元首の威厳を維持する経費、其他一切の政府に必要な経費に充当すべき収入は国家に特別の収入機構ができていないときには、特に元首又は国家に属し、人民の収入とは別個の基金

fund によるか、又は人民の収入のいずれかによるはかはない⁽¹⁾と論じて「特に元首又は国家に属しているところの財源 the funds 又は収入の源泉は資本 stock か土地か、いずれかで成り立っていなければならない。そうして元首は他の資本の所有者と同じくその資本 stock を使用し利潤という形態で収入を獲得するか、又は他人に貸付けて利子という形態で収入を獲得することができる⁽²⁾」のであるが、然し「この元首又は国家に属する収入の二つの源泉である公共的なる資本と公共的なる土地とは、いずれも大きくそうして文明国の必要とする経費を支弁する財源としては不適當であり、不充分であるとするならば、この経費の大部分は或種の租税即ち国民の個人的収入の一部をもって元首又は国家の公共的なる収入に充当するために貢納する租税によって支弁することになる⁽³⁾」と述べている。かくして A・スマイスは国家の任務としての一般行政的性格をもつところの国家事業を論じた後私経済的性格をもつ国家事業に論及するのである。私経済的性格をもつところの国家事業は種類の多いものであるが、行政的主体としての性格をもつ国家が私経済的性格をもつ国家事業の経営主体となることには障害があり不適當なることを指摘しているのである。かくて A・スマイスは「君主の事務の処理は常に免れることのできない浪費が伴い、その事業の成功をほとんど不可能ならしめているからである⁽⁴⁾」となし、元首が自らその資本を使用して各種の事業を経営し以て国家収入を企てるし又は国家自ら金融業を経営して収入を得ることができ、⁽⁵⁾「君主が、商業的の事業を経営し商人としては成功した例はない」となし、そうして「商人と元首の二つの性格は両立しないようである⁽⁶⁾」と述べる。然しながら「郵便事業は本来商業的なる事業であるが、政府は各種の事務所を設置し、必要な馬及び車を購入し、又は借り入れる費用を前貸する。而してその郵送される物に対して徴収する料金によって、極めて大なる利益を以て、その償還を受けるのである。これは政府の事業とし

てその経営に成功した唯一の商業的事業である。このために貸付ける資本金 *capital* はそんなに巨額なるものではない。又その事業そのものには何の秘密もない。その代金の回収は確実であるばかりではなく、その回収も直ちに行はれるのである⁽⁷⁾という。国家はその公共的收入の一部を資本の利潤によると同じく貨幣の貸付による利子によって得ることもできるが、然しながら A・スミスは資本・信用による収入よりは国家収入の財源として土地収入の重要性を土地の本質的意義よりして「資本 *stock* 及び信用 *credit* は、その性質が不安定であり、非永続的なものであるから、政府に対して安全性と威厳とを与えるべき唯一の、確実不動にして永久的なる主要なる財源として信頼することはできない。既に牧畜民族たることを逸脱したる大国民の政府としては、いかなる公共的收入もその公共的收入の大部分をかくの如き財源から取得したものはなかったと思われるのである。土地は、これに比して一層安定したる永久的性質の財源である。従って、公有地の地代 *land tax* は、既に牧畜民族たる域を逸脱したる多くの大国民の公共的收入の主要なる源泉をなしていた⁽⁸⁾。」と論ずるのである。従来、久しき間ギリシヤ及びイタリアは公有地の生産物又はその地代が国家に必要な経費を支弁するための収入の大部分をなしていたし又古代ヨーロッパにおいては久しき間王領地の地代が元首の収入の大部分をしめていたのである。そうして之等の土地収入にて国家経費に充当するに充分なるものであった。一般に戦争経費と戦備に要する経費は大国における必要なる国家経費の大なる部分をなすものであるが、ギリシヤ、イタリアにおいては戦争経費が少なかったからであるし、一般に国家経費が少なかった封建時代においても国家経費は王領地収入によって調達することができたのである。然るに国家経費が増大するに伴って地代も亦国家経費の財源として不十分なものとなってきた。即ちその国の地代の全部をもってしても国家の経常費を支弁するに足らないのである。そうしてその国の

土地の全部が国家の放縦なる処理のもとにおかれることになれば地代そのものも尚減少することになると指摘しているのである。⁽¹⁰⁾ そうして「多数の国民が土地より獲得している収入は、その土地の地代に比例していないで、その土地の生産物に比例している。各国の土地の年々の生産物は、その生産物の中から種子として使用せられるものを除くと、それは多数の国民によって消費せられるものか、或は他の消費せらるべき財貨と交換せられるものである。少くとも土地の生産物を、それがない場合に比較して減少させるような事柄はいかなるものであつても土地所有者の収入を減少せしむるものであるが、それよりも尚一層多く多数国民のそれを減少せしむるものである⁽¹¹⁾」と論じている。A・スミスは「ヨーロッパにおいて現在文明国といわれる国家のなかには、国有財産としての土地の地代によって、その公共的収入の大部分を獲得しているが如き国家はないのであるが、然し現在にありても、ヨーロッパにおいては王領として広大なる土地を国有としていない大君主国はないといつてよい⁽¹²⁾」となし、国有地の民間に払下げることが元首にとつても亦国民にとつても利益になると主張するのである。そうして公園、遊園地、公開の散歩道、その他国民の快楽のための土地、国家の威厳を整えるための土地について、これ等土地は収入の源泉とはならず、むしろ維持費を要するものであるが、唯一の国有財産としての土地であるように考えられる⁽¹³⁾となし、「文明なる君主国において、国王が王領地より獲得する収入は、個人にとつては何等負担とはなるものではないと考えられる。然しながら事實は国王の獲得するところの同額の収入にして、これ程重い社会の負担となるものはない。社会にとつてはこの国王の収入の代りとして国王に同額の他の収入を提供し、王領地を国民に分割して下付するのが、如何なるときにおいても有利となるものである。そうしてこの分割の最善の方法はその土地を公売にすることである⁽¹⁴⁾」と主張しているのである。

- (1) Adam Smith, *Wealth of Nations*, p. 769.
- (2) Adam Smith, *Ibid.* p. 769.
- (3) Adam Smith, *Ibid.* pp. 776—777
- (4) Adam Smith, *Ibid.* p. 771.
- (5) Adam Smith, *Ibid.* p. 771.
- (6) Adam Smith, *Ibid.* p. 771.
- (7) Adam Smith, *Ibid.* p. 770.
- (8) Adam Smith, *Ibid.* p. 773.
- (9) Adam Smith, *Ibid.* p. 773.
- (10) Adam Smith, *Ibid.* p. 774.
- (11) Adam Smith, *Ibid.* p. 775.

「土地の地代、即ち土地の生産物の中で土地所有者に属する部分は、全生産額の三分ノ一以上に上るところは、イギリス王国には何処にもないと考えられる。従つて土地が或一定の耕作状態のもとでは一年一千万ポンドの地代はそれぞれその生産の三分の一と仮定すれば、土地の所有者の収入においては、その差は一千万ポンドにすぎないのであるが、国民多数の収入については、種子に必要なものを控除した残金の差は三千万ポンドに上るのである。従つてその国の人口は、その数においては、この三千万ポンドの中から種子を控除した残余が分配せられて、それによつて、各種の階級の人々が、その身分に相応した生活と支出して行き得るだけ、それだけ減少せざるを得ないことになるであらう。」(Adam Smith, *Ibid.* p. 775)

(12) Adam Smith, *Ibid.* pp. 775—776

「それ等の土地は大抵は森林をなしているが、それは往々にして数マイルに亘り一本の樹木もないような森林である。このような土地は生産物の点より或は人口の点よりして国土の上から無駄にして損失である。ヨーロッパの君主国はその王領地を売却すれば、いづれも相当なる巨額の貨幣を獲得することができるのである。若しこの王領地処分収入をもつて公債の償還に充当するとすれば、極めて巨額な収入を、その土地が従来より国王に提供してきたものに比較して一層巨額

な収入を、その担保から免れることができるであろう。改良及び耕作が充分になされ、その販売が容易になり、それだけ地代が大きくなっている土地が一般にその三十年の獲得物を以て売買されているが如き国においては、改良も耕作も行はれない、そうして地代の安価なる王領地にありては四十年、五十年或は六十年の獲得物によって売買できると考えてよいが、従って国王は直ちにこの偉大なる価格によつて担保から免れることのできる収入を獲得することになるのである。そうして尚王領地が私有財産となるならば、数年ならずして、改良と耕作が充分に行はれるであろう。かくして生産物が増加するものとなれば、国民の収入も消費も増加することになるのである。従つてその国の人口も増加するであろうし、又国王が関税及国内消費税によつて得るところの収入は、国民の収入及び消費の増大に伴つて必然的に増加するであろう。」

(Adam Smith, *Ibid.* p. 776)

(13) Adam Smith, *Ibid.* p. 776.

(14) Adam Smith, *Ibid.* p. 776.

四

A・スミスは「統治についての正當な觀念を得るためには、その最初の形態を考究し、またいかにしてそれから他の形態が生じたかを、觀察することが必要である。狩獵民族においては、もともと政府は存しない。」と前提⁽¹⁾として、狩獵民族の社会形態、統治形態を考察して、「狩獵民族の間には正規の政府といふものは存しない。すなはち彼等は自然の法にしたがつて生活するのである。畜群の私有は財産 (fortune) の不平等をもたらしたのであるが、それが最初に正規の政府を發生せしめたのであった。財産 (Property) が存在するまでは、政府というものはあり得ない。まさに政府の目的は、富を確保し、富者を貧者から保護することにあるからである。」⁽²⁾となし、そうして「財産 fortune の不平等が發生し、その發生以前にはあり得なかつた權威と服従との階級制度が發達し

てくるのは、社会発達の第二の時代としての牧羊時代においてである。そのことはこれによって自己保存に必要なにして且つ不可欠なる政府を発達せしむるものであるが、このことは自然的になされていくのであって政治の必要なること或は不必要なることを考慮して行われるのではないが、後日に至ってこの考慮がその権威と服従の関係を維持され確保するに役立っているのである。富者が尚一層大なる富者と締結して、大富者の財産の所有を防衛するとともに、大富者との締結によってその所有する財産を防衛するために、かくの如き秩序を維持するとに利害を感ずるものである。即ち大ならざる権威の維持は尚一層大なる権威の維持に依存し、大なる権威に服従するために、大ならざる権威がその服従者をしてよく服従せしむる力をもつと感ずるのである。かくして一種の小貴族が形成せられ、その小なる元首をして財産を防衛しその権威を維持せしむるために財産を防衛し権威を維持することに利害を感ずるのである。かくして政府は財産保全のために設けられる限り貧者に対する富者の防衛即ち少しも財産を所有しない者に対する財産を所有する者の防衛である」と政府の目的を明確にしているのである。かくしてA・スミスは政府の目的を財産の保護にあるとなし、その経済秩序の維持、発展のために即ちその経済社会を保護し、維持していくために対外的には国防、対内的に治安維持の重要性を主張するのである。換言すればその経済社会を対外的に保護しなくては富裕はあり得ないし、又対内的にその経済秩序を維持しなくてはこの政府の目的を全うすることはできないからである。かくしてA・スミスは「国防は富裕よりもはるかに重要である」⁽⁴⁾と述べて、国家の防衛力の発展と社会の生産力の発展との関連において、分業による社会の生産力の増大はその社会を防衛する軍備に変化をきたし、その結果として軍事費においても量的にも質的にも変化をきたした原因を考察し、近代国家の経費の増大の主たる原因は軍備と戦争とであるとなし、国家収入の全部又はその

全部に近いものが不生産的に使用せられるとなして国家経費の不生産性を主張しているA・スミスにありても如何なる意味においても収入を生産しないところの軍備、そして又如何なる意味においても最も不生産的であるところの国防費の重要性を是認することになるのである。

A・スミスの主張する自然的自由の制度によれば、国家が遂行しなければならない三種の任務、即ち国防・治安維持・公共事業及び公共施設の創設維持という三種の任務遂行ということについては、その任務の遂行には必ず経費を必要とすると述べ、国防費については「元首の第一義務である社会を他の独立の社会の暴力や攻撃に対して防禦するところの義務は、軍事力によってのみ之を遂行することができる。そうして、この軍事力を平時において之を準備し、戦時において之を使用するために必要とする経費は社会の状態が異なるに従い、時代の進歩に即応して異なるのである」⁽⁵⁾となして、国防費に於ける歴史的考察が詳細に加えられている。狩猟民族においてはその社会を構成する各員が狩猟生活者であると同時に軍人であるとして戦争に従事する時に於ても各員自身の生活なりその費用なりを各構成員自身の労働によって維持する。従って狩猟民族にあっては軍事費を必要とはしなかつたと述べている。⁽⁶⁾牧畜民族となつても普通には定住せずその時の事情によって容易に住所を移動する。牧畜民族が出征するとき⁽⁷⁾に於ても全民族が財産を持って移転する。そうしてその社会の構成員の各自の負担によって戦争に従事したのである。そうして更に社会状態が進んできた時代即ち殆んど外国貿易をなさず、また殆ど凡ての個々の家族が自身に使用するために作る粗雑にしてそうして家庭的なる製造業の外には製造業というものをもたないところの農業国民の場合に於ても、すべての人はその各々が軍人であり、又軍人でなくても、直ちに軍人に転換することができるのである。即ち農民も亦軍人であつて単に軍人としてはその訓練が不足しているという

だけのことである。あくまでも軍人であるから軍人としての農民を戦場に送るための準備には元首も国家もそんなに経費は使用しなくてもよいのである。⁽⁸⁾農業は最も幼稚にして低級なる場合においてすら定住地を前提としている。非常なる損失をこうむらなくては放棄することを得ない一種の固定的となりたる住所を前提としているのである。従って純然たる農民が戦争におもむくときには人民全部が挙って出征することは出来ないのである。少くとも、老人、婦人や子供達は家庭に残り住所の世話をしなくてはならないのである。然しながら軍務としての適齢期の人々が全部出征することはできるのであって、もし戦役が播種が終ってから開始せられ収穫前に終るとするならば農民とそうしてその重要な労働者とを農場より送りだしても大なる損失とはならないのである。従って農民は短期の戦役ならば報酬を受けないで従軍することを不本意とはしないのである。そうして元首やまたは国家にとっても、農民を戦場において維持するために必要とする費用は、農民を出征させるために必要とする費用と同じく、そんなに大したことではないのである⁽⁹⁾と農民に於ける兵役の關係とそれに必要な経費について述べている。かくの如くその当時の農兵は戦場に於ても家庭に於けると同じく各個人の収入によって生活し、そうして戦闘を行ったのであるが、社会の進展につれて製造業の発達と戦争技術の進歩という二つの原因によって出征したる軍人が各自の費用を各個人の収入によっては維持することは不可能となり軍人に対する給与の必要が発生したのである。従って又工匠、製造業者が軍務に従事するようになり、その間は国家によってそれに必要とする一切の経費を維持することが必要となってきたのである。⁽¹¹⁾然して戦争が複雑になるとその技術を完全ならしむるために分業が発生することになるのであるが、この過程について詳細なる検討が加えられている。国防については徴兵制度と傭兵制度とを比較検討し、常備兵制度と徴兵制度とを以て優れた方法であると述べている。⁽¹²⁾そうし

て国防費について「元首の第一の義務たる他の独立の社会からうける暴力又は不正に対してその社会を防衛することは文明が進展するに伴い益々経費の増大するものとなる。社会の兵力は、元来は平時においても戦時においても元首にとってその経費を必要としなかったのであるが、社会の改良の程度が進むに従い、先ず最初に戦時において、後には平時においてさえも元首によって維持されねばならないものとなるのである。火器の発明によって戦術上にもたらされた大なる変革が、或一定数の軍人を平時において教練するための経費、そうしてまた戦時に於て軍人を備用するため経費を一層増大せしめたのであった」⁽¹³⁾「近代に於ては、各種の理由によって、その社会の防衛については尚一層多額の経費が必要となる。この改良についての自然的進歩の不可避的な結果は、戦術の一大革命によって大いに促進されたのであるが、この革命は偶然の事実たる火薬の発明によって発生したものである。近代戦争においては、火器に対する経費が多額なるものとなる。従って、その多額なる経費を支弁し得るところの国民が有利な地位を占めることは明白である」⁽¹⁴⁾と述べて、国防費膨脹の理由を説明しているのであるが、A・スミスは「産業と生産力の発達につれてすべての国民が非好戦的となることを信じている人々は皆自己の職業に忙しくて軍事のために時間を割くべき暇がないのである。だが、勤勉な、それゆえにまた富んでいる国民はあらゆる国民のうちでもっとも攻撃を受けやすい国民となる。したがって国防が個人々の利益追求には任せておくことのできない国家の重大任務となるのである」⁽¹⁵⁾と考えるのである。

司法費について「元首の第二の義務たる社会の各成員を他の各成員の不正又は圧制より可能なる限り防衛する義務即ち矯正なる司法行政を施行する義務においても亦社会の時代を異にするに伴って異りたる経費を必要とする」⁽¹⁶⁾ものであると述べて、司法行政費、司法裁判費について司法行政、司法裁判の成立過程並びにそれぞれの時

代に於ける個々の司法行政、司法裁判並びにそれに必要な経費に関する本質を明らかにし歴史的に且つ社会的に詳細な説明が加えられているが財政学的立場からはあまり説明されていないのである。⁽¹⁷⁾

土木工事及び公共施設の経費について「元首又は国家の第三にして最後の任務は公共施設(public institutions)又は土木工事(public works)にして、大なる社会にとつては最高に有益なるものではあるがその事業の性質上その事業による利潤が個人又は少数の個人に対してその必要なる経費を償い得ないために個人又は少数の個人がそれを創設又は維持するとは考えることが期待できないところの施設を創設し且つ維持することである。この任務を遂行するために必要とする経費も社会の種々の時代を通じてその程度が異つてゐるのである。そうしてこの種の土木工事及び施設として主なるものは、社会の商業の利便を増進せしむるもの及び人民の教育を振興する目的のものである。教育の振興を目的とする施設は少年の教育施設及び一般国民、社会のすべての階級に対する社会教育施設の二種である。」⁽¹⁸⁾公道、橋梁、可航運河、港湾等の如き一国の商業の利便を増進せしむべき土木工事の創設及び維持に必要とする経費については「これを公共的收入(public revenue)即ち多くの国家においてその徴収及び賦課がその国家の行政権に属するところの収入を以て支弁することが必要であるとは認められないのである。これ等の土木工事の大部分を経営するに当つてその経営に必要な経費を支弁するに足るほどの収入を獲得することができ、そうして社会の一般的収入に対しては特別の負担を課さないようにすることは、そんなに至難とするのではないからである。従つて斯くの如き土木工事費については国家の収入によつて之を充当するの必要を認めないが、通行税⁽¹⁹⁾その他特別の手数料を徴収して之に充当することもよい」と述べている。「商業の利便の目的のために存するところの施設たる造幣は多くの国家においては単にその経営に必要な経費を支払い得

るのみならず又元首にとっては少額ではあるが、その収入即ち造幣手数料が獲得できるのである。また之と同じ目的をもつところの施設たる郵便事業は殆んどすべての国家において、その事業に必要な経費の支払をなしてもなお元首に相当巨額の収入を獲得せしむる」⁽²⁰⁾ものである。又特殊の産業に対する助成の方法である特許会社については各国に於ける特許会社を歴史的に考察し詳細な説明がなされているし、⁽¹²⁾又政府によって何等特権の与えられない株式会社に於てもその産業の性質によっては即ち銀行業、保険業、運河業、水道の如きものについてはその経営を委ねて差支えないと論じている。⁽²²⁾A・スミスは教育について各国に於ける教育制度を詳細に検討したる上青少年教育と社会教育即ち成人教育の必要を認めるのである。そうしてこの教育の効果としては、技術を向上せしめ以て一国産業の発達を助長せしめるとなし、そうして国民が国家政策を理解しその国家政策に協力することであると指摘しているのである。⁽²³⁾

元首の威厳を維持するための経費については、元首の義務を遂行するために必要な経費の外に元首の威厳を維持するためにも経費は必要とされるのであるが、この経費は社会の進歩と国家の形態が種々異なるに従って増加或は減少するものである。即ち斯くの如き経費は国民の支出が増加するに伴って増加し、又君主政体の方が共和政体より増加するものであるとその特性を述べている。⁽²⁴⁾

A・スミスは経費の負担の帰属関係について結論を下している。社会の防衛費と王権者の威厳を維持するための経費とは、そのいずれにおいても、全体社会の一般的利益のために支出せられるものである。それ故に、これは全体社会の一般的貢納によって支弁されなければならないのであって、その社会の構成員全体は、各々各自の能力に出来得るだけ比例して「貢納すべきものである」⁽²⁵⁾となし、又司法行政費は社会全体の利益の為に支出せら

れるのであるから全体社会の一般的貢納によって支弁することは差支えないことであるが、然し司法裁判の経費は或特定人に利益を与えるような場合には裁判所の手数料収入によるのが適當である。又特定の地方に利益を与えるが如き経費はその地方的収入によるのが適當である。道路や交通機関を維持するための経費は、全体社会の利益となるものであるから全体社会の一般的貢納によって充当してもよいのであるが、然し旅行者、荷物の運搬消費者等の特定の者に利益をもたらすことになるから通行税によつた方がよいことにもなる。教育及び宗教的教化の施設に要する経費も亦全体社会にとつて有益なものであるから、一般的貢納によつて支弁してもよいのであるが、然し授業料、その他の自発的貢納によつて補填すべきことが適當である。そうして公共事業の維持費については全体社会の利益となるべき施設又は土木事業が、それによりて直接に利益を得る社会の特殊な構成員の貢納のみにては維持することができない場合、その不足分は一般的貢納によつて補填されなければならない。従つて社会の一般的収入は防衛と主権者の威厳を維持するための費用を支弁したる上に、それらの不足分を補うだけの収入がなければならぬ⁽²⁶⁾と述べている。要するにA・スミスにありては経費の充当について、その経費の本質によつて、社会一般に利益を与えるものは社会一般の負担とし、特定人の利益となるものについては、特定人によつて負担すべきものであると考へてゐるのである。

(1) Lectures on Justice, Police, Revenue and Arms, delivered in the University of Glasgow by Adam Smith, reported by a student in 1763 and edited with an introduction and notes by Edwin Cannan, Oxford, at the Clarendon press, 1896, 高島善哉・水田洋譯「アダム・スミス」ラスコウ大學講義」一〇六頁。

(2) 同譯書 一〇七頁。

(3) Adam Smith, Wealth of nations, p. 674.

- 尚同註には Lectures, p. 15 に「財産ができるまでは、政府はないのである。その最後は富の安全と貧者に対して富者を防衛するところである」といふ。Locke, Civil Government § 94. に「政府は財産の維持のほかは他の目的はない」といふのに比較せば (Adam Smith, Ibid. p. 674) とあり、トラスニコウ大學講義の註には「政府は財産の保全以外の目的をもたない」。Locke, Civil Government § 94. 国富論においては、「一つの限定が加へられる。すなわち、「政府が、財産の保持のために設けられるかぎり、それは、実は貧者に対して富者を擁護するために設けられるのである。」bk. 5. ch. 1 pt. 2. vol. 2 p. 298. (mod. lib. p. 674. 改造文庫下巻五〇頁、岩波文庫四卷五〇頁。』 W. of N. bk. 5 ch. 1. pt. 2 vol. 2. pp. 294, 295. (mod. lib. pp. 671, 672. 改造文庫下巻四四—四六頁、岩波文庫四卷四四—四五頁。』 (同邦訳一〇九) 頁となつてゐる。
- (4) Adam Smith, Ibid. p. 431.

A・スミスは「航海条例 the act of navigation は対外的商業にとつても、或は又それより生ずるであらう富裕の成長にとつても有利ではなう。」「しかしながら国防は富裕より重要である。故に航海条例は、おそらくイギリスにおけるあらゆる商業法規のなかで最も賢明なる法規である。」(Adam Smith, Ibid. p. 431) といふ。

- (5) Adam Smith, Ibid. p. 653.
 (6) Adam Smith, Ibid. p. 653
 (7) Adam Smith, Ibid. pp. 653—654.
 (8) Adam Smith, Ibid. p. 655
 (9) Adam Smith, Ibid. pp. 655—656.
 (10) Adam Smith, Ibid. p. 656.
 (11) Adam Smith, Ibid. pp. 656—657.
 (12) Adam Smith, Ibid. pp. 658—659.

「戦争技術はあらゆる技術の中で最も高尚なる技術である。故に社会が進歩すれば、それに伴つて最も複雑なる技術となるのである。そうして又機械の状態が、その機械と密接な関係をもつてゐるところの他の技術と共に、ある時代において到達し得るところの完全なる度合を決定するのである。然しながらこの技術をこの完全なる度合に到達せしむるには、それが市民の或る特殊な階級の唯一の又は主たる職業とならなくてはならないのである。そうしてあらゆる技術と同じく

この進歩のためには分業が必要である。他の技術の場合には分業が自から導かれるのは、自己の利益を増進するためには多種類の職業に従事することよりも、一つの職業に限定してそれに従事した方がよいという個人の考慮によるものであった。然るに軍人という職業を他の一切の職業とせきはなし、別個の、そうして独立した一つの特殊な職業たらしめ得るものは国家の知識の外にはないのである。個人としての市民が平和なる時に国家の特別な奨励もないのに軍事訓練のために時間の大部分を費すとすれば、その個人は訓練が大いに充実し、そうして満足に感ずるであろう。然しその個人の利益の増進とはならないであろう。その時間の大部分をこの特殊なる職業に費すことが、その個人の利益たらしむるものは国家の知識でなくてはならないのである。」(Adam Smith, Ibid. pp. 658—659)

(12) Adam Smith, Ibid. pp. 659—668.

(13) Adam Smith, Ibid. p. 668.

(14) Adam Smith, Ibid. p. 669.

(15) 高島善哉著 原典解説 スミス「国富論」—政策編—一二七頁、又は高島善哉編集「スミス國富論講義」5 九頁

三二一頁—Adam Smith, Ibid. p. 659.

(16) Adam Smith, Ibid. p. 669.

(17) A・スミスは政府は人民の財産保護の必要によって発生したるものであると主張して「財産のない社会、僅々二三日の労働の価値以上のものがない社会には政府は必要ではない。そうして政府には或程度の服従を前提としている。財産を多額に所持することに伴って政府の必要は増加するものである。従って服従を自然的にもたらす高価なる財産の発達に伴い順次増加するものである。自然的に服従をなさしむる原因或は事情については市民制度の発生以前から存在していた」として、優秀なる人物、personal qualification、年長者、財産、fortuneを多額にもっている人、家柄、birthの四つの事柄をあげている。狩獵民族には家柄という觀念はまだできていなかったが、牧羊民族に至ると既に此觀念は発生しており、家柄と財産とは權威と服従とを作出すところの主たる原因であり、牧羊民族においては既に之によって支配的関係の發展していたことを明にしている。そうして政府は財産の保全を目的として創設せられる限りに於いて貧者に対する富者の防衛であると主張するのである。(Adam Smith, Ibid. pp. 669—674.)

「司法権は久しき間元首の収入の源泉をなしていた。裁判はその代償を支払うのが常で、請願についても贈物をするのが

常とされていた。元首の權威が完全に確立したる以後においても、有罪の判決を受けたる者は相手方に対する弁償のみに止まらず、元首に対して罰金を納入せなければならなかつた。これは君主の平和を攪亂し、平和をさまたげ、平和を破壊したることでその罪は罰金に相当するという理由によるものであつた。かくして司法権は経費の支出の原因ではなく収入の源泉をなしていた。その当時においてはこの司法行政は元首の収入の源泉たるのみならず、この収入獲得が元首が司法行政を施行することによって獲得せんとする主たる利益の一つであつた。」(Adam Smith, *Ibid.* pp. 674—675.) 「裁判権は主権者の主要なる収入の源泉であり、収入の目的の手段たらしめたのであるが、然しその贈物の大小によって裁量が決定せられ裁判の公正を欠くという弊害を避けることができなかったのである。そうして元首又は首長が自ら司法権を行使した場合においてその司法権の濫用がいかなる程度に達しても之を救済することは殆んど不可能であつたといへる。即ちその責任を問うに充分なる力を有するものがなかつたのである。すべての野蛮國の政府、殊にローマ帝國没落後に建設せられたヨーロッパ諸國の政府においては極度に腐敗してゐた。」(Adam Smith, *Ibid.* pp. 675—676.) 「各種の原因、主として一國が他國の侵略に対して防衛するための経費の絶えざる増大によって元首の私有財産による収入のみでは主権者の経費を償ふことができなくなつてきた。従つて人民は自身の安全のために租税によつて、この経費を支弁することが必要となり、無償の裁判即ち司法行政に対する如何なる贈物も之を受取るべきではないといふ条件によつて租税の施行に対する要求を承認したのである。」(Adam Smith, *Ibid.* p. 677.) 「然しながら現実には裁判を無償で行う國はいすこにもない。裁判官の俸給が元首によつて負担せられるといふことは裁判経費の減額とはならなかつた。然し裁判官が一切の贈物又は手数料を訴訟当事者より受取ることを禁止したのは裁判経費の減額せしむることよりは裁判の腐敗の防止にあつたのである。」(Adam Smith, *Ibid.* p. 677.) 「裁判の全経費を法廷手数料を以て支弁することができる。法廷手数料収入は實質的に司法行政を腐敗させることなしに完全にその経費を免れることができるであらう。裁判の手續料が嚴密なる規則によつて行はれるならば、之が裁判所経費、裁判官の俸給に当てられ、裁判の腐敗をもたらすことなく却つて裁判官の勤勉を奨励することになるのである。」(Adam Smith, *Ibid.* pp. 677—678.) 「裁判官の獨立を維持する方法として裁判所の財産収入による方法もあるが、司法権が行政権より獨立したのは社会の進歩の結果による行政事務の増加のためであつた。司法権と行政権が一緒になつていけば、政治の犠牲にされることがある。司法権は行政権より分離しているというに止まらず獨立していなければならぬ。」(Adam Smith, *Ibid.* pp. 680—681.) と司法権の獨立を主張するのである。

(18) Adam Smith, *Ibid.* p. 681

(19) Adam Smith, *Ibid.* p. 682

「いかなる公共施設においても、それが提供する便宜とその収支とを対応させること、すなわち、経済活動の場合と同じく利己心を自由に活動させて、等価交換の原理を実現することがスミスの基本原則であり、根本思想であった。事業の性質上そのことが可能であるかぎり、公共施設も私人の経営にゆだねられてさしつかえなく、それが不可能な場合にのみ国家が担当すべきであるとスミスはいっているのである。彼はけっして国家に積極的な役割を与えていないし、また彼の国家はけっしてそのようなものではありえないのである。」（高島善哉著 原典解説 スミス「国富論」—政策篇—一三四頁、又は高島善哉編集 スミス國富論講義 5 一五〇—二二七—一六〇—一六三—一六八頁）。

(20) Adam Smith, *Ibid.* p. 682,

(21) Adam Smith, *Ibid.* pp. 691—713.

(22) Adam Smith, *Ibid.* pp. 713—716

「株式会社の経営者は、仕入れと販売との両市場における需要、供給、競争の状態のはげしい変転に対処してゆく能力をもたないから、独占権なしには個人的競争者の敏活さに打ち打ちすることができない。「排他的特権なしに株式会社がうまくやってゆくことができそうな事業は、すべての業務が、いわゆる日常的なものに還元されるか、あるいは、ほとんどまたはまったく変化を許さない単一な方法に還元されるような事業だけである。」それはたとえ、銀行業、保険業、運河管理、水道業である。しかし株式会社の設立は、それが個人企業に対抗できるというだけで正当化されるものではなく、その事業の社会的有用性が普通より大きいとか、私的企業では集めえない巨額の資本を必要とするとかの理由がなければならぬ。このようにみえてくると、スミスの反独占的態度は今さら指摘するまでもないとして、株式会社（合資会社）について彼がかなり否定的であることに気がつく。彼はこれを一種の公企業とみなして、社会全体に利益を与えるものでないかぎり、有害無益で無能だという。特定の製造業のためにこの会社を作ることは、一国の産業の一部門に異常な促進を与えて、全体の均衡を破壊することになると彼は考えたのである。これはもちろん産業革命の前夜、資本主義の黎明期に生きていたスミスとしては当然の考え方であろう。資本主義秩序はまだ十分に確立されず、経済活動はまだ変動きわまりない冒險商人の活動に適し、株式会社の千篇一律の日常業務には不適当であった。スミスのいわゆる利己心の導

きは、冒険商人の場合のように、目前の直接の利益として現われる形態を指していたのだと思われる。」「特定商業部門のための公共施設という最初の問題提起はどこへいったのであろう。制規会社も株式会社もそのためには適當ではないとべたまま、スマスは会社の経営そのものの比較分析にはいりこみ、例によって脱線してしまった。そして最後に戻ってきたところは、社会一般のための公共事業には株式会社が適當だということであって、特定商業部門には関係のない立論となった。結局彼がこの問題について積極的に主張したのは、特定商業部門の施設を会社に作らせて、その代償として一時的独占を与えればよいということにすぎなかったのである。」（高島善哉著 原典解説 スミス「国富論」―政策篇―一三七―一三九頁、又は高島善哉編集 スミス國富論講義 5 一九〇三三一―二〇〇三三三頁）。

- (23) Adam Smith, *Ibid.*, pp. 716–766.
- (24) Adam Smith, *Ibid.*, pp. 766–767.
- (25) Adam Smith, *Ibid.*, p. 767.
- (26) Adam Smith, *Ibid.*, pp. 767–768.